

廃棄物処理概要（令和4年度実績）

1. 人口について

令和5年3月31日現在 154,479人（68,182世帯）です。（常住人口）

2. ごみ処理事業について

ごみの収集は、ステーション方式による「燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物、有害ごみ」の4分別収集を行っており、収集・破碎の中間処理業務は「民間委託」としています。

ごみの問題は、市民一人ひとりが環境問題を意識して積極的に行動することが何よりも重要であり、本市では、市内全体の適切な分別・排出を目標に、市民・自治会等の理解と協力を得ながら更なるごみの減量化と資源化に取り組んでいます。

ごみの減量化対策の一環として、ごみの有料指定袋制度を実施し、指定ごみ袋や指定ごみ処理券を市内の取扱店で販売しています。指定ごみ袋は、緑色の袋が「燃やせるごみ」、黄色の袋が「燃やせないごみ」としてご利用になれます。また、指定ごみ処理券（指定ごみ袋と同色で同扱い）は、袋に入れづらい物（枝木の束など）について、一辺の長さが50cmを超えない範囲で個別に貼付してご利用になれます。

3. ごみ収集等について

燃やせるごみは塵芥車18台、燃やせないごみはダンプ10台、粗大ごみの戸別回収はダンプ1台で収集を実施しています。

区 分	収集回数	収集品目	集積所数(3/31 現在)
燃やせるごみ収集	2回/週	生ごみ、木くず、皮製品、プラスチック製品等	5,733
燃やせないごみ収集	2回/月	陶磁器類、不透明瓶、耐熱ガラス等	3,980
資源回収	2回/月	空き缶、金属類、古紙、古布、プラ製容器包装物、びん類、乾電池	481
粗大ごみ収集	申し込み制	家具、家電品等（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンを除く）	—

4. ごみ総量・総資源回収量について

年間ごみ排出量及び1人1日あたりごみ排出量は、減少傾向で推移しております。平成23年度は、東日本大震災の影響で一時的に増加しました。また、資源回収率も減少傾向で推移しています。

図1. ごみ総量・資源物回収量

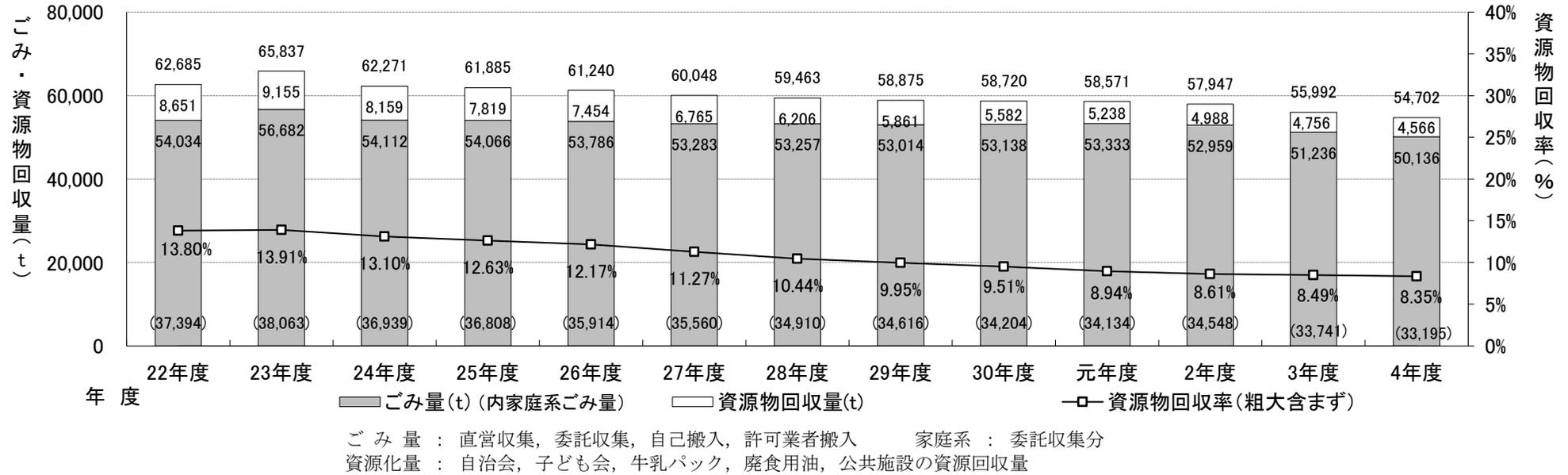
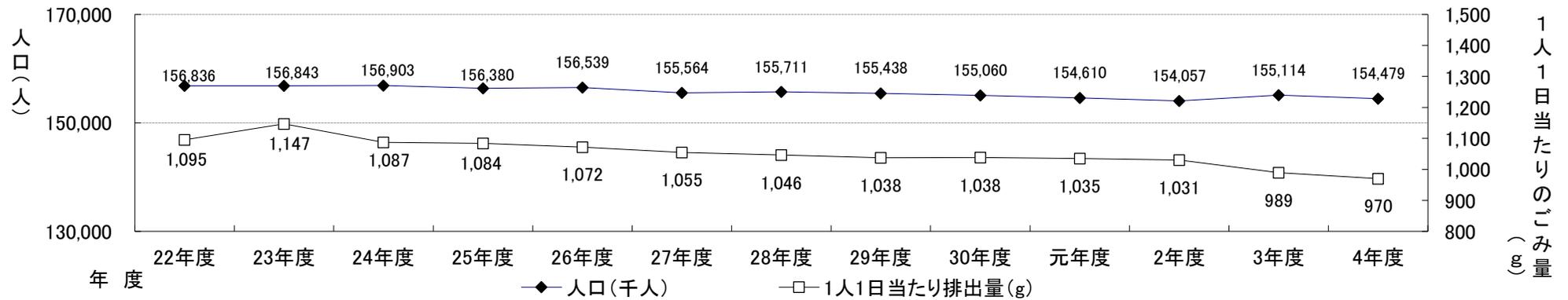


図2. 市民1人1日当たりのごみ排出量



人口：各年3月31日現在の常住人口（国勢調査をもとにした人口であり、外国人も含む）

5. ごみ減量化・資源化施策について

(1) 自治会資源回収について

資源回収事業は、ごみの減量化と資源の再利用を目的として取り組んでおり、この事業は埋立地の延命化や生活環境の保全に貢献しています。昭和57年より市内を4ブロックに分け、月1回の回収として始まりましたが、平成7年10月からは月2回の回収としており、回収量に応じて助成を行っています。

図3. 自治会資源回収量（補助単価 10円/kg）

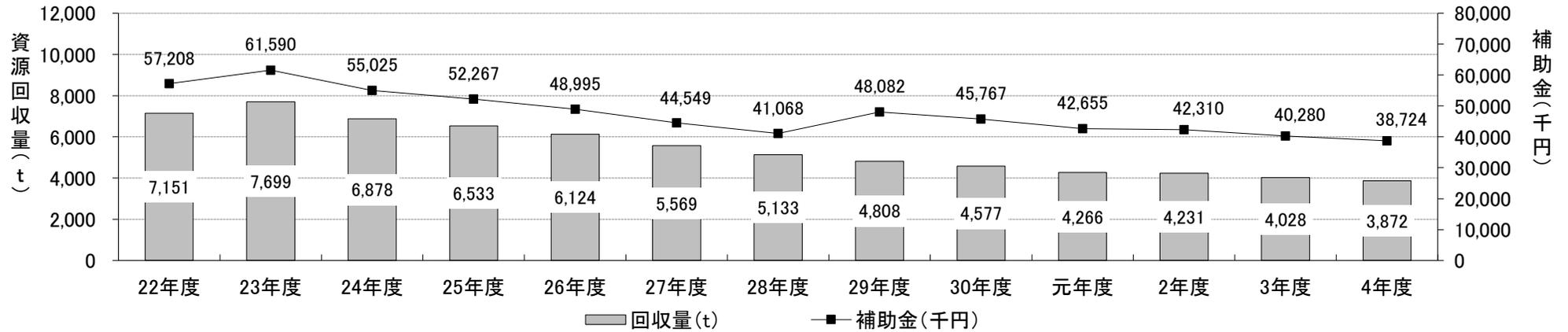
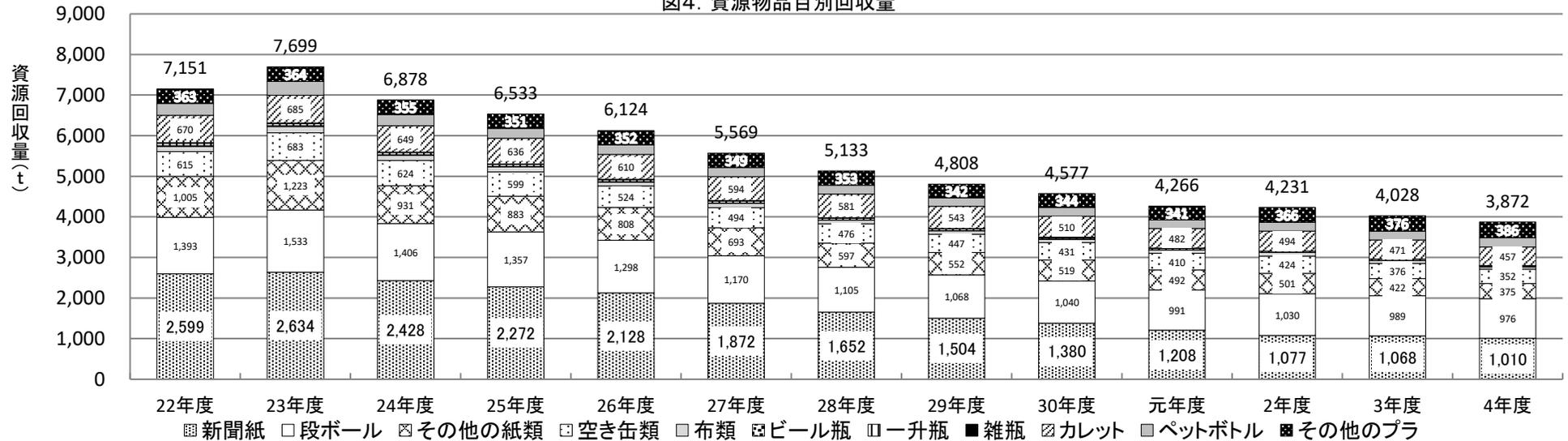


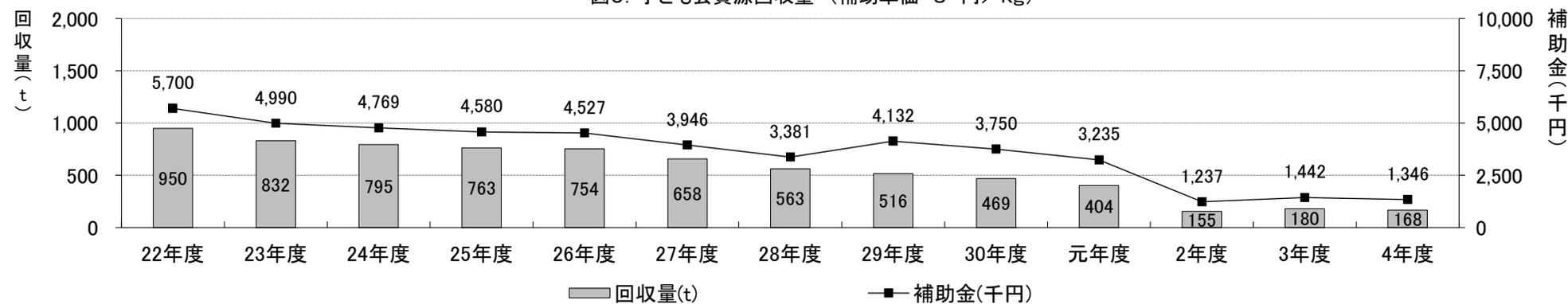
図4. 資源物品目別回収量



(2) 子ども会資源回収について

資源回収を通して、児童に「資源の大切さ」や「環境保全」に対する意識の啓発・向上を目的としており、回収量に応じて助成を行っています。

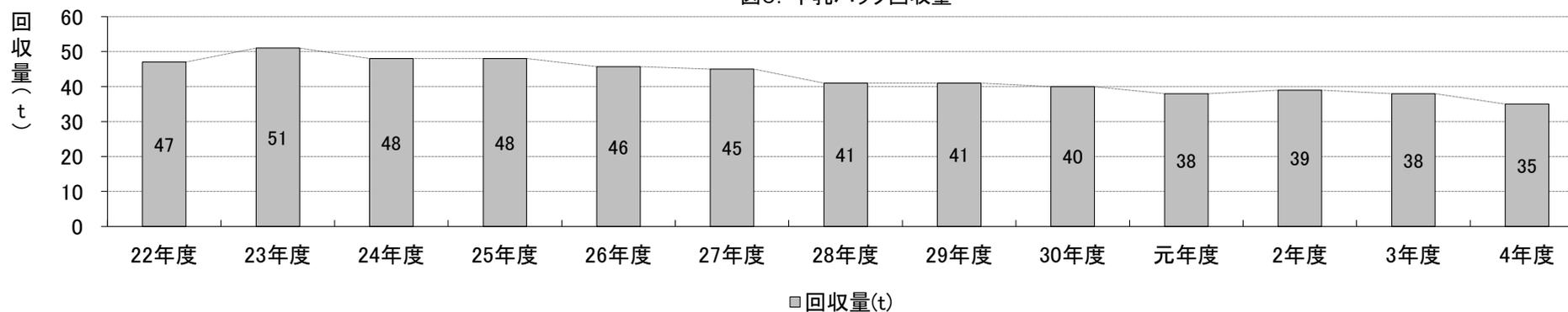
図5. 子ども会資源回収量（補助単価 8 円/kg）



(3) 牛乳パック回収について

紙パックの再利用を目的に実施しており、1ℓの紙パック 600 枚（500ml の場合は 900 枚）で 500 円の図書カード 1 枚と交換しています。

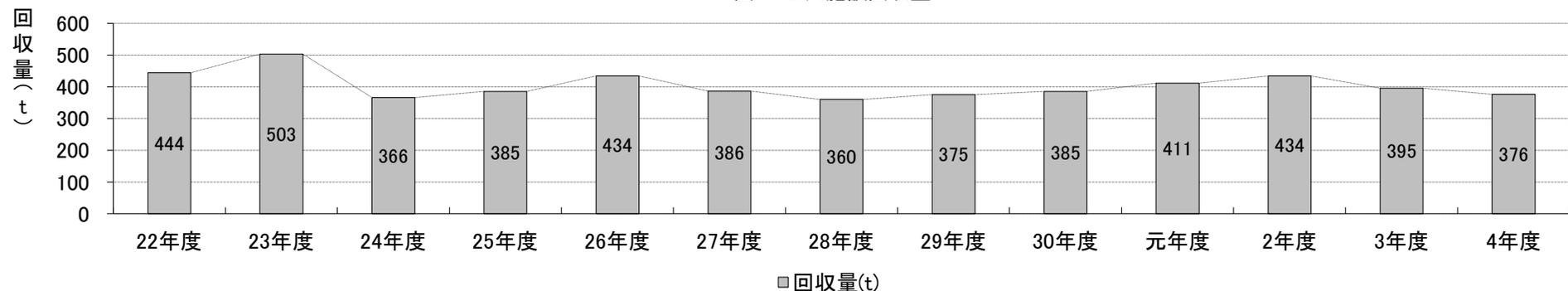
図6. 牛乳パック回収量



(4) 公共施設回収分

市民が公共施設に持参した資源物（新聞・雑誌・ダンボール等の古紙や古布）を回収し、資源化を行っています。

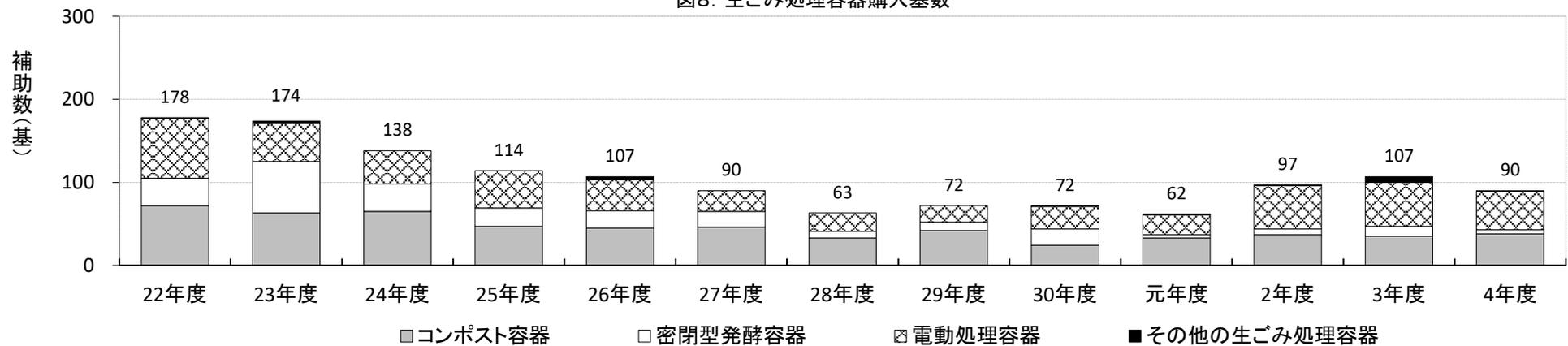
図7. 公共施設回収量



(5) 生ごみ処理容器購入費の助成について

家庭から排出される燃やせるごみの3割～4割を占めるとされる生ごみは、ごみの減量化のために適正な処理を促進することが重要であることから、生ごみ処理容器購入費の助成を実施しています。助成金額は本体購入価格の2分の1とし、上限を2万円としています。

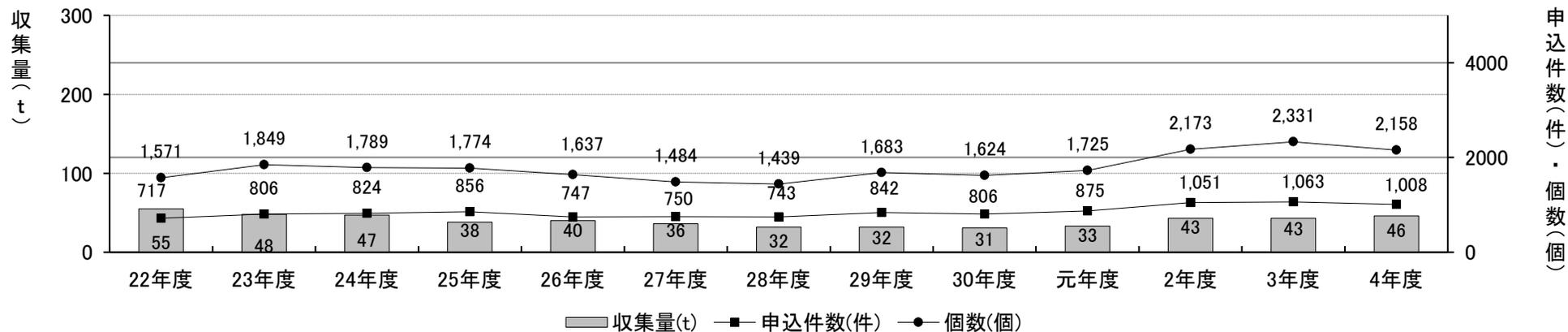
図8. 生ごみ処理容器購入基数



(6) 粗大ごみの収集について

粗大ごみを自己搬入できない方のために、粗大ごみ処理券（有料）による戸別回収を行っています。収集された粗大ごみは、適正に処理・再利用されています。

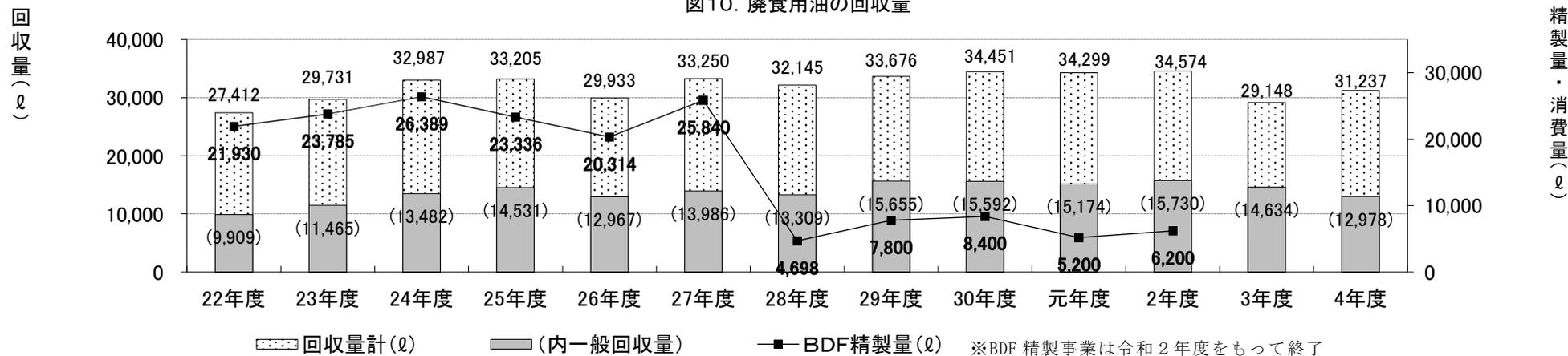
図9. 粗大ごみの収集量



(7) 廃食用油の回収について

資源循環型のまちづくりを目指して、廃棄物を有効活用するために廃食用油の回収事業を実施しています。

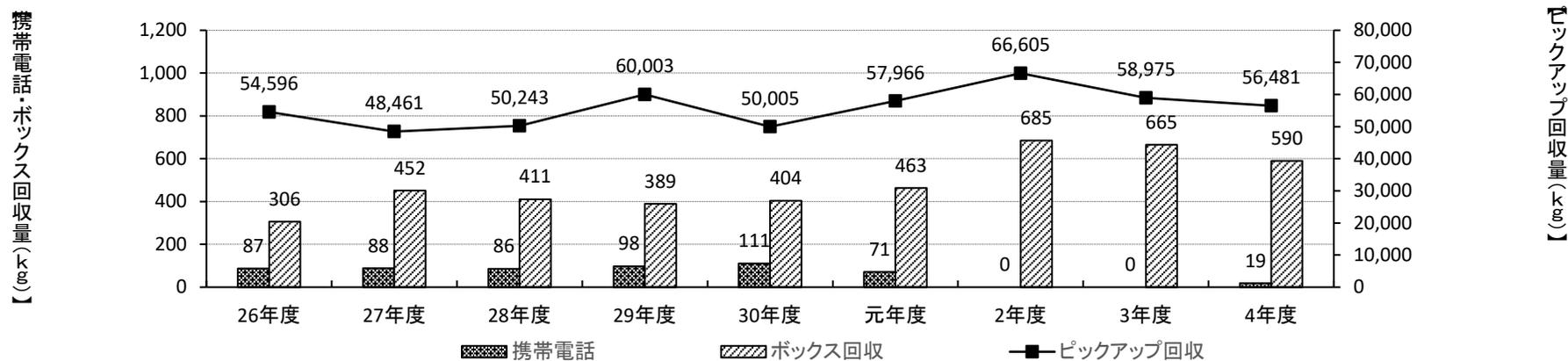
図10. 廃食用油の回収量



(8) 小型家電の回収について

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律が平成25年4月1日に施行され、使用済小型電子機器等に含まれる金属等の有用物の再資源化を主な目的としています。

図11 小型家電回収量



ひたちなか市
 経済環境部廃棄物対策課
 TEL (029)273-0111
 内線 3324～3326